

告 示

埼玉県告示第二百八十号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十八年度前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 実施等級別職種

イ 特級

なし

ロ 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業、高周波・炎熱処理作業）、粉末冶金（焼結作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作业）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文製作作業）、木型製作（模型製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ハ 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業、高

周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立て仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

二 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ―工事作業）、塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

(1) 実施期日

平成二十八年六月二日（木）から同年九月七日（水）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

(2) 実施場所

協会が指定する場所

(3) 試験問題の公表

平成二十八年五月二十六日（木）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

(1) 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検 定 職 種	実 施 期 日
一 三級 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	平成二十八年七月十七日（日）

<p>一 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装</p> <p>二 三級 金属熱処理</p> <p>三 単一等級 産業洗浄</p>	<p>平成二十八年八月二十一日(日)</p>
<p>一 一級及び二級 粉末冶金^ゃ、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、木型製作、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工</p>	<p>平成二十八年八月二十八日(日)</p>
<p>一 一級及び二級 園芸装飾、鑄造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装及びフラワー装飾</p> <p>二 単一等級 路面標示施工及び塗料調色</p>	<p>平成二十八年九月四日(日)</p>

(2) 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

(3) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号(郵便番号三三〇-〇〇七四)

ハ 受付期間

平成二十八年四月四日(月)から同年四月十五日(金)まで

ニ 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で作付する。

なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。

(2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
造園	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
鑄造	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
金属熱処理	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
粉末冶金 <small>や</small>	一七、九〇〇
機械加工	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
放電加工	一七、九〇〇
金属プレス加工	一七、九〇〇

鉄工	一七、九〇〇
建築板金	一七、九〇〇
工場板金	一七、九〇〇
仕上げ	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
機械検査	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
電子機器組立て	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
電気機器組立て	一七、九〇〇
産業車両整備	一七、九〇〇
鉄道車両製造・整備	一七、九〇〇
建設機械整備	一七、九〇〇
婦人子供服製造	一七、九〇〇
木型製作	一七、九〇〇
家具製作	一七、九〇〇
建具製作	一七、九〇〇
プラスチック成形	一七、九〇〇
石材施工	一七、九〇〇
建築大工	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
とび	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
左官	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
ブロック建築	一七、九〇〇
タイル張り	一七、九〇〇

畳製作	一七、九〇〇
防水施工	一七、九〇〇
内装仕上げ施工	一七、九〇〇
サッシ施工	一七、九〇〇
化学分析	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
表装	一七、九〇〇
塗装	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
路面標示施工	一七、九〇〇
塗料調色	一七、九〇〇
舞台機構調整	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
産業洗浄	一七、九〇〇
商品装飾展示	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
フラワー装飾	一七、九〇〇(一一、九〇〇)

備考 手数料の欄の()内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号(埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)別表産業労働部の項第十号金額の欄の知事が別に定める者について)に定める者に適用する。

ロ 学科試験(全職種)

三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

平成二十八年七月十七日(日)に学科試験を実施する職種にあつては、同年八月二十六日(金)に、その他の職種にあつては同年九月三十日(金)に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板上に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。